

**「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」(素案)に対し意見表明
～「だれもが安全で安心して暮らせるまち」を目指す計画に意見表明～**

一般社団法人日本損害保険協会熊本損保会(会長:東村 智司 東京海上日動火災保険株式会社 理事 熊本支店長)では、2024年12月18日付で公表された「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」の意見募集に対し、1月10日付で意見表明を行いました。

当該計画は、熊本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策の総合的な推進を図るため、「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」及び「熊本市犯罪被害者等支援条例」に基づき、「防犯」「再犯防止」「犯罪被害者等支援」の3つを柱とし、安全安心まちづくりに関する施策及び、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため策定されるものです。

熊本損保会では、犯罪の起きにくいまちづくりのための施策等に対して、次の意見を表明しております。

《主な意見内容》

P8

P23

(I) 飲酒運転の被害について

飲酒運転の被害に関する現状・課題認識について賛同いたします。課題中に「社会全体での意識改革が必要です。」との記載がありますが、令和5年の道路交通法の改正により、自転車に関しても酒気帯び運転の罰則が法定化されたことから、P23における「飲酒運転の根絶に向けた啓発情報の発信」については、自動車の運転者等はもちろん、自転車の運転者等にも、これまで以上の啓発を行うことが重要と考えます。

P58

付属資料 関連一般施策 80 国民健康保険の第三者行為による傷害届

当該記載内容は、国民健康保険法第64条(損害賠償請求権)に基づく国民健康保険法施行規則第32条の6の第三者行為の届出の説明であるが、施策になっていないと考えます。(施策例:もし当該制度が市民に十分周知されていないと認識されているのであれば、市から世帯主に対して積極的な啓発活動を行う等)